

新座市水道事業受水槽式給水設備に関する指導要綱

平成10年9月1日

企業告示第 9 号

(目的)

第1条 この要綱は、新座市水道事業給水条例（以下「条例」という。）第7条の2、第10条の2及び3の規定に基づき、市から受水槽に給水を受ける場合に必要な事項を定め、給水装置の水圧変動に起因する事故、受水槽内の水質管理に起因する事故等の発生を防止し、及び給水装置等の安全性を確保することを目的とする。

(基本原則)

第2条 受水槽式給水方式を採用するものは、需要者の必要とする水量及び水圧が得られない場合で、かつ、次に定める場合とし、この要綱に定める基準に従い設備を設けなければならない。

- (1) 病院、行政機関の庁舎並びにデパート等の施設及び電子計算機等の冷却水の供給等において、災害、配水施設の事故、工事、市が貸与する水道メーター取替え等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要な場合
- (2) 一時に多量の水を使用する場合、使用水量の変動が大きい場合等で、配水管等の水圧低下を引き起こすおそれがある場合
- (3) 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量及び水圧を必要とする場合
- (4) クリーニング、写真、印刷製版、石油取扱、染色及びメッキの事業を行う施設等で、毒物、劇物及び薬品等の危険な化学物質を取り扱い、これを製造、加工又は貯蔵する工場等の逆流によって配水管の水質に汚染を引き起こすおそれがある場合

(種類)

第3条 受水槽式給水方式の種別は、次に定めるものとする。

- (1) 高置水槽式 受水槽に受水した後、揚水ポンプで高置水槽に汲み上げ、自然流下によって給水する方式
- (2) 圧力水槽式 受水槽に受水した後、揚水ポンプで圧力水槽に貯え、その内部圧力によって給水する方式
- (3) ポンプ直送式 受水槽に受水した後、使用水量に応じて加圧ポンプの運転台数の変更や回転数制御によって給水する方式
- (4) 直結直圧式給水と受水槽式給水の併用 一つの建物内で直結直圧式給水と

前各号までに規定されている受水槽式給水方式の併用によって給水するもの
(5) 直結増圧式給水と受水槽式給水の併用 一つの建物内で直結増圧式給水と
同条第1号に規定されている受水槽式給水方式の併用によって給水するもの
(併用の制限)

第4条 前条第4号に掲げる直結直圧式給水と受水槽式給水の併用の場合における直結給水は、3階層以下の場合に限るものとする。

(指導事項)

第5条 受水槽式給水設備についての指導事項は、次条から第18条までに定めるところによる。

(世帯家族数)

第6条 ファミリータイプの住宅における一世帯当たりの家族数は、3人を標準とする。ただし、ワンルームタイプの住宅については、1人を標準とする。

(1人当たりの1日最大使用水量)

第7条 各世帯における1人当たりの1日最大使用水量は、230リットルを標準とする。

(使用時間)

第8条 住宅における1日の水使用時間は、10時間を標準とする。

(最大使用水量)

第9条 住宅における1日最大使用水量は、第6条に規定する世帯家族数及び第7条に規定する1人当たりの1日最大使用水量を乗じて得た水量を標準とする。

(平均使用水量)

第10条 前条に基づく水量を第8条に規定する使用時間で除して得た水量を標準とする。

(適用除外)

第11条 住宅以外の施設等に受水槽を設置する場合は、第6条から前条までの規定は適用しない。

(瞬時最大使用水量)

第12条 1時間における瞬時最大使用水量は、1時間平均使用水量に100分の150を乗じて得た水量を標準とする。

(受水槽)

第13条 受水槽の規模、構造及び材質は、次に掲げる要件に適合しなければならない。

(1) 受水槽は、地上に設置すること。ただし、やむを得ず地下室に受水槽を設

置する場合は、近隣への水圧の影響、及び地下室が水没した場合の配水管並びに給水管への逆流を考慮し、これらを防止するための措置を講じること。

なお、この場合、当該受水槽の保守点検が容易にできる場所に設置すること。

- (2) 受水槽の容量は、1日最大使用水量の10分の4から10分の6までを標準とすること。
- (3) 受水槽及び給水装置の耐震化に努めること。
- (4) 受水槽及び給水装置に逆流しない構造であること。
- (5) 点検時及び清掃時に断水を行うことが困難な場合は、2槽式（多槽式）にするよう努めること。
- (6) 異物の投入及び害虫の侵入が不可能な構造とする。
- (7) 停電時、災害時等において、給水車等からの非常用給水の確保その他の対応が可能な構造とするよう努めること。
- (8) 停滞水の発生しない構造とすること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の4、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準（昭和50年建設省告示第1597号）及び水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条の規定を遵守すること。

2 受水槽を設置し、変更し、廃止したときは、速やかに貯水槽水道設置届又は貯水槽水道変更（廃止）届を市長に提出しなければならない。また、設置するときは、受水槽式給水条件承諾書（様式第1号）を併せて提出すること。

3 受水槽の設置者は、水道法その他関係法令等に定めるもののほか、次の各号に基づき当該受水槽を管理しなければならない。

- (1) 受水槽の損傷等の有無及び状況等について、定期的に点検を行うこと。
- (2) 条例第10条の3及び新座市水道事業給水条例施行規則第7条に基づき、その管理及びその管理の状況に関する検査を行うこと。

また、末端給水栓における濁り、臭気、味等の異常の有無についての検査並びに残留塩素の測定を定期的に行うこと。

（高置水槽）

第14条 高置水槽の構造及び材質は、前条に準じるほか、その設置位置は、給水器具が円滑に作動する水圧が得られるよう考慮しなければならない。

2 高置水槽の容量は、1日最大使用量の10分の1を標準とする。

3 一つの高置水槽から使用上適当な水圧で給水できる高さの範囲は、10階層

を標準とし、過剰な水圧による水撃作用等の異常が懸念される場合は、高置水槽や減圧弁をその高さに応じて多段に設置すること。

(ポンプ)

第15条 揚水するために設置するポンプは、次に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 揚水能力は、1時間最大使用水量以上のものとする。
- (2) 揚程は、受水槽の最低水位と高置水槽の流入管中心標高との高低差に、各種損失水頭及び管内面摩擦損失水頭を加えたもの以上とする。
- (3) 吐出口径は、揚水量及び揚程に対して、1時間最大使用水量が揚水可能な大きさとする。
- (4) 電動機の出力は、ポンプの揚程及び吐出口径に対して、1時間最大使用水量が揚水できるものとする。

(揚水管)

第16条 揚水管は、次に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 管は、揚水ポンプの吐出口径より大きい口径とする。
- (2) 水の逆流を防止するための逆止弁を設置すること。
- (3) 高置水槽内の揚水管末端には、水位に応じて揚水ポンプが自動的に起動及び停止するための制御装置を取付けること。
- (4) 保守点検が容易にできるものであること。
- (5) 管の損傷防止等の措置を講じたものであること。
- (6) 管内の水が汚染されないものであること。

(流出管)

第17条 受水槽及び高置水槽の流出管は、次に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 管の口径は、当該流出管から給水する1時間最大使用水量を満たす大きさとすこと。
- (2) 上階層と下階層との水圧及び流出量に著しい差が生じないように均等化を図ること。
- (3) 保守点検が容易にできるものであること。
- (4) 管の損傷防止等の措置を講じたものであること。
- (5) 管内の水が汚染されないものであること。

(受水槽までの給水装置)

第18条 配水管から受水槽までの給水装置は、次に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 管の口径は、受水槽の容量及び使用水量に基づき決定すること。
- (2) 配管内に空気溜まりのできない構造とすること。
- (3) 水道の断減水時に配管内の逆流のない構造とすること。
- (4) 水撃作用等を発生させない構造とすること。
- (5) 給水の落とし口は、逆流を防止するため、越流面との間に、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）第5条第1項第2号の規定による吐水口空間を確保すること。
- (6) 給水の落とし口が口径25ミリメートル以上の場合は、定水位弁（給水に使用される自動給水弁等をいう。以下同じ。）を設置すること。また、給水の落とし口が口径25ミリメートル未満の場合であっても定水位弁を設置するよう努めること。なお、定水位弁は流量調整型とすること。
- (7) 管理者が別に定める新座市直結給水システム設計施工基準に基づく直結給水システムとする場合の給水管の立ち上がりの高さは、管理者との事前協議により定めること。
- (8) 有効容量が10立方メートル以上の受水槽を設置する場合は、受水槽内の水循環を良好にすること並びに定水位弁の保護、漏水の防止及び早期発見等を目的に電磁弁及び水位異常警報装置を設置すること。
- (9) 有効容量が10立方メートル未満の受水槽の設置に当たり電磁弁を設置しない場合は、水位調整式の副弁を使用すること等により、受水槽内の水循環を良好にし、及び定水位弁を保護すること。また、水位異常警報装置の設置等により、漏水の早期発見に対応できる構造とすること。
- (10) 電磁弁により受水制御をする場合は、副弁を設置し、ボールタップをバックアップ用として使用すること。
- (11) 停滞水等を防止するため必要以上にバイパス管を設置しないこと。
- (12) 前各号の掲げる事項を履行するうえで必要な器具等の機能を熟知し、及び適切な措置を講じるため、必要に応じて当該器具等のメーカーと協議を行うこと。

（責務）

第19条 設置者の責務は、条例第10条の3の規定によるものとし、設置者は、受水槽の管理を自主的に行うとともに、この要綱に基づいて行われる指導に協力しなければならない。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、様式の作成その他の必要な事項は、インフラ整備部長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は平成10年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は平成15年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は平成18年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の新座市水道事業受水槽式給水設備に関する指導要綱の規定は、平成18年4月1日以後の給水装置工事の申込みから適用し、同日前の給水装置工事の申込みについては、なお、従前の例による。

附 則（令和3年11月9日告示）

- 1 この告示は令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日告示）

- 1 この告示は令和4年4月1日から施行する。